

滋賀県消費者基本計画の改定に係るスケジュール

1 計画策定の趣旨

現行の滋賀県消費者基本計画(第4次)は、令和7年度を終期とする計画であることから、これまでの取組を総括するとともに、消費生活の安定および向上をめざし、より時代にふさわしい消費者施策を展開していくため、消費者を取り巻く環境の変化に対応した第5次計画を策定する。

2 計画の性格

- 滋賀県消費生活条例第7条の2の規定に基づき、消費者の視点に立った消費者施策を計画的・総合的に推進するための計画
- 消費者教育の推進に関する法律第10条に規定される「滋賀県消費者教育推進計画」
- 消費者庁の「消費者基本計画」や県の他の関連計画と整合性を図った計画

3 これまでの計画

第1次計画 平成18年度(2006年度)から平成22年度(2010年度)までの5年間
(平成18年8月～)

第2次計画 平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)までの5年間
(平成23年9月～)

第3次計画 平成28年度(2016年度)から令和2年度(2020年度)までの5年間
(平成28年4月～)

第4次計画 令和3年度(2021年)から令和7年度(2025年)までの5年間
(令和3年7月～)※コロナ禍のため3か月後ろ倒しになっている。

4 次期計画の期間

第5次計画 令和8年度(2026年)から令和12年度(2030年)までの5年間
(予定:令和8年4月～)

5 計画策定スケジュール(案)

時期	審議会	議会
令和7年2月 13 日	第 69 回審議会(第4次計画の総括)	
令和7年6月上旬	第 70 回審議会(第5次計画の諮問・骨子案)	
令和7年7月上旬		常任委員会(骨子案)
令和7年8月上旬	第 71 回審議会(素案)	
令和7年 10 月上旬		常任委員会(素案)
令和7年 10 月中旬	第 72 回審議会(原案)	
令和7年 11 月中旬	答申	
令和7年 12 月中旬		常任委員会(パブコメ案)
令和7年 12 月下旬～ 令和8年1月下旬	県民政策コメント(パブリックコメント)の実施	
令和8年3月中旬	第 73 回審議会(計画案)※	
令和8年3月上旬		常任委員会(パブコメ結果・計画案)
令和8年3月下旬	第5次計画策定	

※パブコメの結果を受けた審議会。大きな変更がなければ審議会は開催せず、審議会委員への資料送付のみとする

6 国の計画の動き(消費者庁「消費者基本計画」)

- 現行 第4期計画 令和2年度(2020 年度)から令和6年度(2024 年度)までの5年間
- 第5期計画(令和7年度(2025 年度)から令和 11 年度(2029 年度)までの5年間)の策定に向けて有識者懇談会を開催している。令和6年 10 月 29 日の有識者懇談会において素案が示されており、今後のスケジュールとして、令和6年 12 月にパブリックコメントを行い、令和7年3月に閣議決定を予定している。